京 信 バリュープラン セカンドライフ

(2024年1月4日現在)

商品	 引名			カント	ミライフ	(2024年1月4日現在)			
一百日	н 11		京信バリュープラン セカンドライフ ・ご契約時満50歳以上で、退職金をお受取後1年以内のお客様						
ご利用いただける お客様			※京信ポイントサービスをお申込のお客様を対象とさせていただき						
			ます。 ※ご利用はお一人様1回、1店舗に限りお申込みいただけます。						
			・バリュープランの対象 投資信託と3ヵ月ものスーパー定期を						
			同時にお申込みの個人のお客様。						
			※投信インターネットサービスで投資信託を購入される場合は、 バリュープランをご利用いただけません。						
			・退職金によるご契約に限ります。						
			・退職金を受け取られたことを以下の書類等をご提示いただくことで						
			確認させていただきます。 ①退職金支払(支給)明細						
ご利	用の条	件	②退職所得の源泉徴収票 ③退職金受取口座通帳						
			・京都信用金庫に既にお預け入れいただいている定期預金の解約に						
			よる預け替えの取扱いはできません。 ・他の金融機関にて退職金をお受け取りになった場合でも、当金庫の						
			口座に預け替えいただければ本商品の対象となります。						
	ᅵᄼᄧᄸ	•	・スーパー定期と対象の投資信託の合算で						
以 5 	金額等	F	300万円以上 退職金お受取金額の範囲内 (同一取引店の同一名義のお取引とします。)						
スーノ			一定期 投資信託 ※対象となる投資信託については、窓口までお問い合わ						
期	間	・3ヵ月		期	間	・定めはありません。			
種	類	•自動継約	売 式	種	類	•株式投資信託			
預	預入 (受入) 方法	•一括預力	- 括預入	事 — 前 預	申込 (受入)	•一括事前預託			
入	預入	· · 合 算 金	 頁のうち50%以下で、		方法 申込	・合算金額のうち50%以上で、			
· 受	金額	150万円以上1,000万円以下 ※同時にご購入される投資信託の お申込金額が上限となります。		託(受入	金額	150万円以上			
入)						※対象となる投資信託のお申込金額には、販 売手数料・消費税等を含みます。			
	預入 単位	•1円単位	:)	申込単位	・1円単位			
払戻 (支払)方法				換金 (支払)方法		・換金のお申込日から原則として4~			
		・満期日す。	以降に一括して支払いま			6営業日目に支払います。 ※銘柄によって異なります。			
		<i>,</i> 0				・償還金は、償還日から原則として5 営業日目に支払います。			

利息	適金 利方頻 計方用利 払法度 算法	・固定金利(対象の投資信託をご購入いただくことを条件に、預入時に通帳に表示する金利を満期日まで適用します。) ・表示金利は、当初3ヵ月のみの適用です。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。	ご注意点	・投 の の の の の の の の の の の の の よ は な に な の の の の の の が す を と い の が す を ま な と で な で な で な で な で な で な で な の い の が す を ま な が す ま な か す な が す ま な な な が す ま な な な な な な な な な な な な な な な な な な
手数料			手数料等	・投資信託のご購入時には、お申込、 ・投資信託のご購入時には、お応く税 手数料(申込可し最大 3.3% 〈税 基準のが金融では、信託財に を受ける。 をでは、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま

税金	・2013年1月1日から2037年12 月31日までの間に支払われる利 息には復興特別所得税が追加課 税されるため、20.315%(国税1 5.315%、地方税5%)の税金が かかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は 除きます。)	税金	・原則、保有期間中の収益分配金 (普通分配金)の額、及び換金時・ 償還時の差益は課税の対象となり ます。 ※詳しくは、投資信託説明書(交付 目論見書)をご覧ください。 ※税制は変更されることがあります ので、詳細は、税務専門家にご確 認ください。
付加できる 特約事項	・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。(貸越金利は担保定期預金にO.5%上乗せした金利) ・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。	その他 参考事項	・投資信託は預金保険機構、保険契約者保護の保護の対象ではあり投資信託は預金保護の対象では、投資信託は、投資信託の対象であり、投資信託りない。・当金庫が取り扱うであり、投資信託の対象であり、投資信託の設立は、投資による運用会社のであり、投資信託ののおけるのののでは、クーリングオフ(書面とのよるのでは、クーリングオフ(書面とのののでは、クーリングオフ(書面とのののでででは、クーリングオフ(書面とのののででででは、クーリングオフ(書面とののでででででは、からのでででは、からのでででは、からのは、あらがは、あらがは、あらがは、あらがは、あらがは、あらがは、のででは、からがは、あらがは、のででは、からがは、あらがは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
満期日以後の取扱い	・初回満期日にスーパー定期3ヵ月 ものに自動継続し、自動継続後の 適用金利は継続日におけるスー パー定期3ヵ月もの金額階層別店 頭表示金利を適用します。		「投資信託説明書(目論見書)補完書面」等は当金庫本支店にご用意致しております。なお、当金庫ホームページに全ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」等を掲載しております。
満期前解 約時の取 扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金金利により預入日から解約日の前日までの日数で計算した満期前解約利息とともに支払います。		・この説明書は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
金利情報の 入手方法	・金利については窓口までお問い合 わせください。		

その他 参考となる べき事項

- 通帳式のみの取扱いとなります。
- 一部お取扱いできない店舗があります。
- ・ポイントサービスの特典による定期 預金金利上乗せの重複適用はあり ません。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
- ・預金保険制度の詳細については、 窓口までお問い合わせください。
- ・金融情勢によっては、商品内容の 変更もしくは、取扱いを中止するこ とがあります。

苦情処理 措置

苦情処理措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話 075-211-2 111)にお申出ください。

紛争解決 措置

紛争解決措置

紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時~17時、電話 03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。

ホームページでも公表しています。 詳細については窓口までお問い合わせください。

苦情処理 措置

苦情処理措置

本商品の苦情等は、①当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話075-211-2111)、②下記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」(電話0120-64-5005)にお申出ください。

紛争解決 措置

紛争解決措置

紛争解決においては、①下記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けたADR FINMAC、②上記お客様相談室、③全国しんきん相談で、9時~17時、電話 03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出によりで京都会議士会紛争解決センター(電話 075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。

商 号 等 : 京都信用金庫 登録金融機関

近畿財務局長(登金)第52号

加入協会 : 日本証券業協会